

10万円 特別定額 給付金

● 受付が始まっています ●

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている方で、世帯の給付対象者の情報を印字した上で、世帯主（申請・受給権者）の方へ送付しています。

申請期限は、令和2年8月17日(月) 消印有効となります。

特別定額給付金の申請方法には、郵送申請とオンライン申請の2つがあります。

郵送申請

世帯主（申請・受給権者）あてに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを郵送により申請できます。



オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの世帯主（申請・受給権者）が、マイナポータル上の特別定額給付金申請画面から、金融機関の振込口座等を入力した上で、振込口座の確認書類をアップロードして申請します。電子署名により本人確認を行うため、本人確認書類の添付は不要です。

オンライン申請の詳細につきましては、下記のサイトをご参照ください。

特別定額給付金ポータルサイトはこちらへ
<https://kyufukin.soumu.go.jp/>

